

高等学校における
特別支援教育
ガイドブック



宮崎県教育委員会

はじめに

平成19年の学校教育法改正により、以前の特殊教育に替わり、特別支援学校はもとより、幼稚園から小・中・高等学校等（中等教育学校を含む）にいたるまで、すべての学校、すべての教員が、特別支援教育推進の当事者となる特別支援教育がスタートしたところです。

本県においては、平成21年3月に「特別支援教育コーディネーターハンドブック」を発行し、県内の高等学校等も含めたすべての学校に配付しました。現在では、各学校の特別支援教育コーディネーターが中心となって校内支援体制の整備や職員への理解啓発などに利用されています。

しかしながら、文部科学省が実施した平成21年度特別支援教育体制整備状況調査によると、本県では整備状況を判断する5項目すべてにおいて、高等学校は小・中学校に比べ低い値を示しています。特に、「個別の指導計画」と「研修の受講状況」については、小・中学校の半分以下の値となっています。一方、「巡回相談の活用」や「専門家の活用」は平成20年度と比べて高い値となりました。このことは、高等学校等において発達障がい等に関係した問題が意識されており、校内の支援体制が整わない中、その対応として巡回相談等が活用されたという実態を示していると思われます。

高等学校段階において発達障がい等のある生徒は、学習面だけでなく、生活面や対人関係面などに多くの困難さを複雑に抱えているケースが見られます。そのため、ホームルーム担任や特別支援教育コーディネーター、教科担任などの一部の教職員による取組にならないよう、学校組織全体としての取組や校務分掌の位置付けの明確化、校務内容の教職員への周知・理解を図っていくことが必要になります。

このような状況の中、平成21年3月に告示された高等学校学習指導要領（文部科学省、2009）の総則では、初めて「障害のある生徒」に対する教育について明示されました。総則第5款「教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項」の5の（8）で、①特別支援学校等の助言又は援助を活用すること、②指導についての計画（個別の指導計画）や家庭、医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画（個別の教育支援計画）を作成するなどして、一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容・方法を工夫することが示されたことは画期的なことです。さらには、（7）で「学習の遅れがちな生徒などについては、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。」と学習の遅れがちな生徒に対する配慮、いわゆる「学び直し」についても示されています。

これらを踏まえ、特別支援育室では、教育研修センターの協力のもと、このたび「高等学校における特別支援教育ガイドブック」を作成し発行することにしました。この教職員向けガイドブックを大いに活用していただき、理解啓発研修をはじめ高等学校等の発達障がい等に係る支援体制の整備や支援の充実に役立ててもらいたいと思います。

最後になりましたが、本ガイドブックの作成に当たり、御協力いただきました皆様方に、深く感謝申し上げます。

平成23年 3月

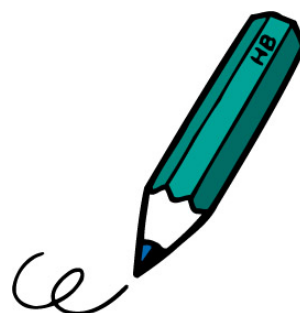
宮崎県教育委員会特別支援教育室

目 次

はじめに

1 特別支援教育とは	1
(1) 特別支援教育の意義	1
(2) 高等学校における特別支援教育	1
2 困難さに対応した適切な支援	3
3 特別支援教育の体制整備	4
(1) 校内委員会の設置	4
(2) 特別支援教育コーディネーターの役割	4
(3) 学校での支援段階	5
① レベルⅠ ホームルームでの指導の工夫	
② レベルⅡ 学年(科)職員による支援	
③ レベルⅢ 校内全体の協力による支援	
④ レベルⅣ 専門機関との連携による支援	
4 特別支援教育の取組の実際	7
(1) 高等学校での支援の気付き	7
(2) 校内委員会の開催	8
(3) 実態把握の方法	8
(4) 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成	9
(5) ケース会議の開催	9
(6) 支援の実際	9
(7) 保護者との連携	10
(8) 中学校との連携	10
(9) 関係機関との連携	11
(10) 生徒の人権に抵触しない配慮	11
(11) 保護者の同意や理解を得た上での関係機関とのつなぎ	12

5	学習場面における支援	13
6	不適切な行動を予防するための対応	14
7	不適切な行動をとった時の対応	15
8	周囲の生徒への支援	16
9	進路選択に向けた支援	17
10	ワンポイントアドバイス	18



資料Ⅰ	発達障がいとは	19
資料Ⅱ	特別支援教育実践シート（高等学校版）	21
資料Ⅲ	相談窓口	34
資料Ⅳ	引用・参考文献	37

1 特別支援教育とは

(1) 特別支援教育の意義

「特別支援教育」は、障がいのある子どもたちが自立し社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

「特別支援教育」は、特別な支援を必要とする子どもが在籍する幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のすべての学校において実施されます。通常の学級に在籍する発達障がいのある子どもも含めて、特別な支援を必要とするすべての子どもが対象となることから、校長（園長）をはじめ、教職員全員が「特別支援教育」について十分に理解することが必要です。

また、「特別支援教育」は、障がいの有無やその他の個々の違いを認めつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる「共生社会」の形成の基礎となるものです。したがって、特別支援教育は、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっています。



(2) 高等学校における特別支援教育

平成19年4月の文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進について」において、高等学校では、障がいのある生徒等について、各教科・科目等の選択、内容の取扱い等の必要な配慮を行い、一人一人の生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととされています。また、小・中学校と同じく、指導についての計画や家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成すること等が求められています。

高等学校等の後期中等教育における発達障がいのある子どもへの支援の在り方を考える上で、後期中等教育段階は、義務教育段階とは様々な面で異なる点があります。

その中で主に配慮すべき点として次の3点があげられます。①症状の加齢変化や二次障がい等により生徒の状態像がかなり変化すること、②高等学校には、全日制、定時制、通信制の課程があり、主とする学科には普通科、総合学科、専門学科の3種類があるなど、教育課程や学科等が多様であること、③私立学校の占める割合が高いこと（生徒数で約3割）等の3点です。

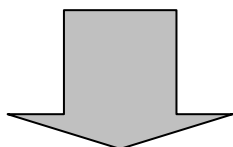
また、文部科学省の特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議の下に置かれた高等学校ワーキング・グループ報告では、「地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すれば生徒総数の約2%程度の割合で発達障害等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺える。」という

記述があります。

高等学校においては、これまでも生徒指導や教育相談等の観点から支援の必要な生徒への指導・支援が行われてきています。今後、さらに生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、それに対応した指導・支援を進めていく必要があります。

高等学校において特に配慮すべき事項

- どの学校においても特別支援教育の対象になる生徒が在籍している場合を想定して実態把握を行う必要があります。
- 自己評価の低下による二次障がいや、長期欠席や問題行動、学力不振などに現れるケースもあります。
- 高等学校が社会に出る直前の教育機関となる生徒もいることを考え、本人の特性はもちろん、本人、保護者の願いを考慮しながら、伸ばすところと改善するところを明確にする必要があります。

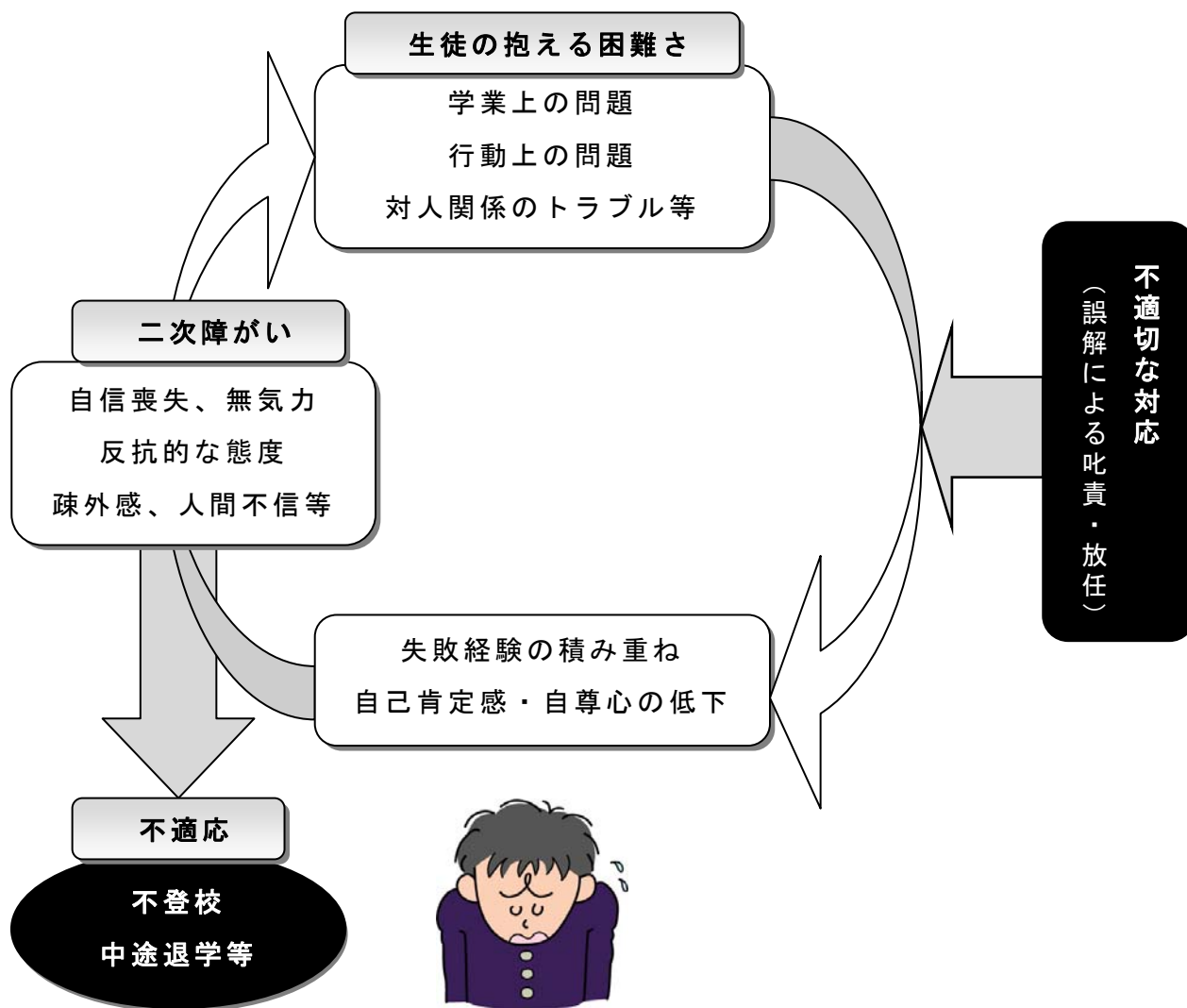


「正しい理解」
「教職員間の共通理解」
「組織的、継続的な取組」 } が不可欠です



2 困難さに対応した適切な支援

発達障がい等の生徒は、さまざまな困難さを抱えているので、それに対処するための適切な支援が必要です。もし、適切な支援が不足すると、失敗経験を繰り返すことで、自己肯定感や自尊心が低下し、本来の障がいとは別の新たな情緒面や行動面の問題を抱えることがあります。それが二次障がいです。二次障がいが起こると、本来の障がいに伴う困難さの克服がさらに難しくなります。



このような悪循環にならないために、適切な支援が必要です！

支援の例

- 頭ごなしに叱らない
- 得意なことに着目
- ほめ方の工夫
- 分かりやすい指示
- 自信の回復
- 適切な課題の量 等

3 特別支援教育の体制整備

発達障がい等の生徒一人一人を支援するためには、校内委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名により校内支援体制を整備し、学校全体で取り組むことが大切です。

(1) 校内委員会の設置

校内委員会とは、特別な支援を必要とする生徒の実態を把握し、教職員の共通理解を図りながら、一人一人の生徒に必要な支援を複数の教職員で検討する校内組織のことです。

校内委員会は、学校の規模や教職員構成等に合った方法で設置することができます。

〔校内委員会の設置方法例〕

- ① 既存の分掌等を整理・統合する。
- ② 生徒指導部など既存の分掌の機能を拡充する。
- ③ 新たに分掌として設置する。
- ④ 校内研究組織等を発展させる。

〔校内委員会の構成例〕

校長、教頭、教務主任、
特別支援教育コーディネーター、
学年(科)主任、生徒指導主事、
教育相談部長、養護教諭、
ホームルーム担任 等

(2) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターとは、校内委員会の推進役であり、校内の連絡調整をし、外部機関等との窓口となる職員のことです。

「特別支援教育を行うことは、即専門機関との連携」ではありません。状況に応じた段階的な支援を行っていくことが必要です。ホームルームや校内で工夫できる支援の実践や、それを推進するための校内委員会やケース会議の開催など、校内体制の整理とスムーズな運営が重要です。また、教育相談を通じて保護者との連携を密に図り、支援体制を充実させていくことも考えられます。

高等学校では、特別な教育的支援が必要な生徒に、学年を中心とした多くの教職員が関わります。また、高等学校で特別な支援が必要な生徒は、学習面や生活面、対人関係面等に多くの課題を複雑に抱えていたり、二次障がいへの対応が求められたりするため、一貫した方針の下での支援が特に重要です。したがって、担任が一人で支援を担うのではなく、対象の生徒に関わるすべての教職員が、個々の生徒の教育的支援について理解し、どこでも、いつでも共通した支援を組織的に行えるようにすることが大切です。そこで、次に示すような支援体制チャート（P. 6）を参考に、学校での特別支援教育の校内支援体制を、各校の実態に応じて整備することが重要になります。

(3) 学校での支援段階

① レベルⅠ ホームルームでの指導の工夫



気になる生徒の存在に、担任が気付くことが大切です。実態把握シート等を活用して、気になる生徒の実態を把握しましょう。保護者と面談等で情報交換を行うことも必要です。指導の工夫を試みて問題が好転すれば、しばらく経過を観察し、記録に残しましょう。

② レベルⅡ 学年（科）職員による支援

ホームルームでの支援で効果が不十分な場合は、学年（科）職員による支援を求めます。学年（科）会等で気になる生徒の課題や支援の在り方について共通理解をもった後、再度指導や支援の工夫を行います。保護者と連携しながら支援を継続し、問題が好転すればしばらく経過を観察しながら具体的な支援の方法を記録に残します。特別支援教育コーディネーターに、状況を報告しておくことも重要です。

③ レベルⅢ 校内全体の協力による支援

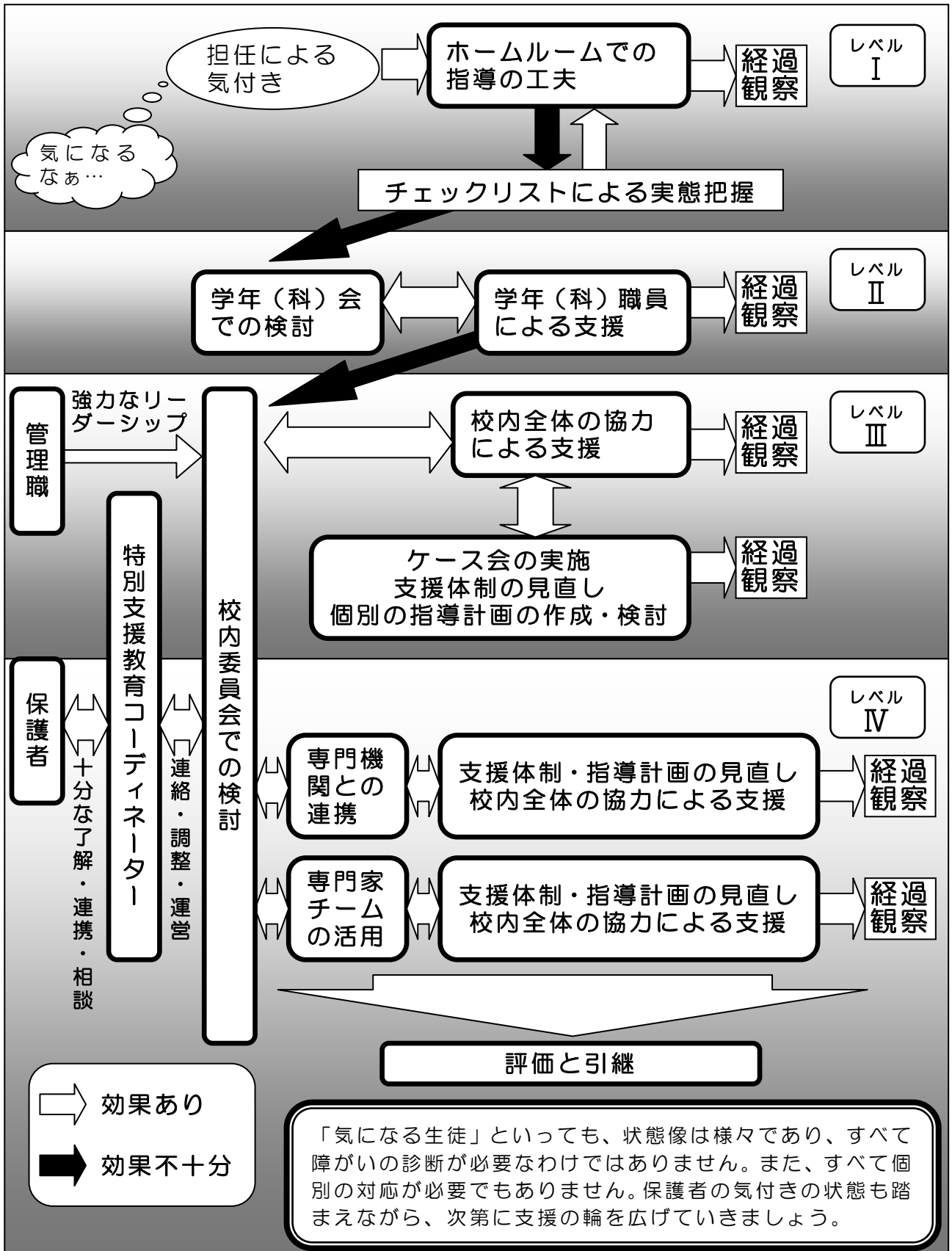
学年（科）における支援で効果が不十分な場合には、校内支援体制による支援の検討が必要です。管理職や特別支援教育コーディネーターが中心となり、校内委員会で検討しましょう。保護者の十分な了解のもとで、ケース会の実施や支援体制の見直し、個別の指導計画の作成・検討を行います。校内の様々な人的資源も活用し、校内委員会を中心に具体的な支援体制の方法を検討します。管理職の強いリーダーシップのもと、校内全体でしっかりとした支援体制を築くことが、その後の保護者との信頼関係を深めることにもつながります。

④ レベルⅣ 専門機関との連携による支援

校内全体で支援を行っても、なお効果が不十分な場合や保護者から専門的な助言を求められている場合には、特別支援教育コーディネーターが中心となって、専門機関に状況を報告し、支援を求めることが必要となります。本人の相談・受診を専門機関につないだり、研修やケース会において専門家の情報提供・助言を求めたりします。関係機関と連携する上では、事前に実態をまとめた資料をすぐに提供できるようにしておくことが大切です。また、具体的にどのような支援や助言を求めているのか学校として整理しておく必要があります。



気になる生徒の支援体制チャート

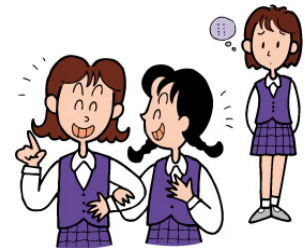


4 特別支援教育の取組の実際

(1) 高等学校での支援の気付き

高校生は、急速な身体面の成長や成熟を特徴とする思春期の心理的発達にありまます。自意識が発達し、家族との結びつきが弱くなる一方、学校をはじめとする仲間との関係性が強くなっていきます。反面、他者からの評価が気になり、極端な自己中心的行動や精神面での不適応行動に陥ることもあります。

このような状況が背景にあるため、高校生に見られる学習や行動の困難さが、発達障がい等によるものかどうか判断が付きにくい場合も多くあります。しかし、発達障がい等のある生徒は、このような困難さに対して周囲が理解を示さず不適切な対応を継続すると、学習上や生活上の困難さに加え、自尊感情の低下を招き、不登校や中途退学、非行、暴力等の二次的障がいを示すことも少なくありません。したがって、学習指導や生徒指導を行う際には、「問題の背景に、発達障がい等による困難さがあるかもしれない」と考える適切な気付きの視点をもつことが大切です。



気になる生徒の行動

- **学習面**
 - ・説明や指示の聞き落しが多く、聞いていないように見える。
 - ・板書を一定の時間内に書き取ることができない。
 - ・特定の教科が極端に苦手である。
- **行動面**
 - ・集中できず、常に体の一部を動かしている。
 - ・整理整頓が難しく、大事な物をよく忘れてたりなくしたりする。
 - ・特定の物や順番等への強い固執がある。
- **対人関係面**
 - ・場面や状況に合わない発言や行動をする。
 - ・冗談や暗黙の了解が通じずに、言葉通りに受け止めてしまう。
 - ・一方的に自分の話を続けてしまう。

※ このような特徴がいくつかあてはまる生徒は、特別な教育的支援を必要とする生徒であると言えます。

(2) 校内委員会の開催

高等学校でも、特別な教育的支援が必要な生徒について、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、適切な支援を組織的、計画的に行うために、特別支援教育に関する校内委員会を設置することとなっています。ただし、校内委員会は、学校の状況によっては、生徒指導・不登校対策委員会等の校内の既存の組織を活用すること等により、運営することも可能です。

校内委員会では、支援が必要な生徒の関係者が一堂に会して、生徒のニーズや実態を共有し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成することで支援方を具体化します。保護者や関係機関と連携したり、関係する教職員の共通理解を図ることも必要です。また、特別支援教育推進のための校内研修も企画・運営します。

(3) 実態把握の方法

各学校では、特別な教育的支援が必要な生徒の存在や状態を確かめ、一人一人に応じた適切な支援を行うために、生徒の実態把握に努める必要があります。高等学校では、支援を要する生徒の行動等の背景に、様々な要因が複雑に絡んでいる場合が多くあるため、多面的な情報を収集し丁寧に実態を把握することが重要です。ホームルーム担任だけでなく、その他の教科担任や養護教諭、部活動担当、生徒指導担当、また、保護者や対象生徒が関わる関係機関、中学校からの情報も集約します。また、生徒の示す困難さについての情報だけでなく、生徒の願いや得意な面、うまく行動できた状況等についても把握し、支援に生かすことが重要です。

実態把握の方法

- 行動観察
- 面談等による本人や保護者からの聞き取り
- 対象生徒に関わる教職員等からの聞き取り
- 指導の記録や成績の分析等
- 本人の提出物や学習の記録、ノート、作品等
- 特別な教育的支援の必要性を把握するチェックリスト
- 各種心理検査等

実態把握の内容

- 学力・学習の状況
- 性格・行動の状況
- 対人関係・社会性の状況
- 生育歴
- 相談歴
- 医学的な所見
- 本人や保護者の願い

(4) 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成

特別な教育的支援が必要な生徒が、将来にわたって自立し社会参加していくためには、多くの関係者や関係機関による一貫した支援が必要です。このため、卒業後までを見据えた長期的な視点に立ち、対象生徒のニーズを把握して、関係機関の連携による適切な支援を行うために「個別の教育支援計画」を作成することが必要になります。

「個別の教育支援計画」は、対象生徒に関わる保護者や医療、福祉、労働等様々な分野の関係者、関係機関が話し合いながら、一人一人のニーズや支援の目標、内容、評価について具体的に記述していくものです。

さらに、この「個別の教育支援計画」に基づき、各学校において対象生徒の実態や教育的ニーズに応じた適切な指導を行うために「個別の指導計画」を作成していきます。生徒の実態やニーズによっては、支援を早期に開始するために、「個別の指導計画」を優先して作成する場合があります。

(5) ケース会議の開催

ケース会議は、校内委員会での検討では支援方策の具体化が十分でなかった場合等に、必要に応じて、対象の生徒の関係者が集まって「個別の指導計画」等を基に、さらに協議を行い、生徒への関わり方の方針や具体的な支援の方法等を定めるものです。校内委員会よりさらにメンバーを精選し、少ないメンバーで機動力を発揮して検討できるようにします。保護者の協力の下、必要に応じて対象生徒に関わる医療や福祉等の専門家を招き、多面的にケースの検討を行います。ケース会議では、参加者が意見を十分に出し合い、共通理解した上で検討を進めることが、実際に支援を行っていく上で大変重要です。ケース会議の内容は、校内委員会で報告し、関係する教職員の共通理解を図ります。



(6) 支援の実際

各教科の指導では、個々の生徒がどのようなことで困っているのかを把握し、その生徒に合った効果的な支援の方法へとつなげていくことが重要です。教科の特性に応じた支援の仕方や分かりやすい説明の仕方、課題の分量やプリントのレイアウト等、個々のニーズに応じた内容や方法を工夫し、教職員間で共有して生かすことが重要です。

また、発達障がい等のある生徒は、周囲の状況や対応の仕方によって、大きく状態が変化します。些細なことで集中できなくなったり、反対に少しの配慮で落ち着いて取り組むことができたりすることを十分理解し、適切な環境や対応について工夫していくことが重要です。さらに、対象の生徒だけでなく、周りの生徒たちへどのような指導を行うかも重要となります。特別な支援を必要とする生徒は、周囲の生徒たちの関わり方に大きく影響を受けますので、集団づくりや仲間づくりを考慮した生徒指導、ホームルーム経営が必要となります。

(7) 保護者との連携

高等学校では、生徒と保護者との関係性が多様になります。また、高等学校に対する保護者の願いも様々です。保護者を取り巻く環境や心理状態を推察し、保護者の気持ちを受け止め、保護者とともに生徒に対する支援を考え、協力して取り組んでいこうとする姿勢が大切です。保護者を、連携して支援を行う重要な関係者の一人であると捉え、情報を共有するとともに、家庭と学校とが役割分担して支援することが望まれます。

また、保護者の障がい理解が十分でない場合は、慎重な対応が必要となります。この場合、保護者の気持ちを受け止め、生徒の学習活動の様子や良さなどの話題を提供しながら、学習面、生活面の困難なども伝え、十分話し合い、徐々に理解を促進することが大切です。

(8) 中学校との連携

高等学校においては、中学校や保護者からの情報提供を待つだけでなく、気になる生徒については入学が決まった段階（入学前）から、特別支援教育コーディネーターを中心に関係担当者が中学校訪問等を実施したり、連絡会を開いて確認したりして、積極的に実態把握に努めることが大切です。

その際には、学習等に関する困難な状況を把握するだけでなく、得意なことや中学校での具体的な支援の工夫についても情報を得るようにし、どのような環境や条件を整えば生徒が本来持っている能力を十分に発揮できるかについての情報を得ることが大切です。

また、保護者の了解の上で、中学校からの「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の引継ぎはとりわけ重要です。



(9) 関係機関との連携

校内委員会等で検討し、組織的、計画的な支援を行っても、十分な成果を上げることが難しい事例では、特別支援学校等の専門機関との連携を図ることが必要な場合があります。専門機関と連携を図り、助言等を依頼する場合には、事前に校内委員会での検討を行い、これまでの支援の計画や経過についてまとめるとともに、依頼したい内容について十分協議をしておく必要があります。専門機関及びその活用の例には次のようなものがあります。

専門機関	関係機関の活用例
<ul style="list-style-type: none">○ 特別支援学校（特別支援教育チーフコーディネーター及びコーディネーター）○ 教育研修センター○ 児童相談所○ 発達障害者支援センター○ 障害者職業センター	<ul style="list-style-type: none">○ 特別支援教育に係る校内研修の講師の依頼○ 心理検査等の実施○ 生徒への適切な教育的支援についての助言○ 健康・心理、行動面に係る支援についての医師等からの助言○ 生徒の進路、就労についての労働関係機関からの助言

(10) 生徒の人権に抵触しない配慮～本人と周囲の生徒との関係に配慮～

本人へ障がい名を伝えることは、本人の意思を十分に尊重し、保護者と医療機関とが連携しながら、特に慎重な配慮をもって行う必要があります。

ただ、学校生活を送る中で、周囲の適切な理解が必要な場合があります。その際には、障がいからではなく、個人差として受け止め、「誰にでも得意なことや苦手なことがある」、「生徒一人一人の存在や考え方は基本的に尊重されるべきである」等をしっかり押さえることが大切です。

障がい理解をすすめることは非常に大切なことですが、特別な支援を必要とする「生徒＝発達障がい」という考え方が固定観念にならないよう、十分な配慮が必要です。チェックリスト等の使用上の留意点にもあるように、困難さを抱えている生徒は発達障がいだ、という言い方や捉え方をしないよう配慮することが大切です。そのため、ラベリング（レッテル貼り）の恐ろしさについても十分理解しておく必要があります。

あくまで、生徒に対する支援の方策や校内支援体制の確立のためにするものであって、決して生徒の人権に抵触しない配慮をすることが大切です。過去に、ホームルーム担任が生徒に対して「お前は発達障がいだ」という旨の発言をした例があります。また、保護者が本人に対して、発達障がいであることを告知しているケースや、黙っているケースもあり、教師はもとより、周りの生徒も慎重に対応する必要があります。

(11) 保護者の同意や理解を得た上での関係機関とのつなぎ

相談や診断を受けるために関係機関につなぐときに、保護者の理解を得ることが難しい場合があります。特に多いのは、診断をめぐる場合の連携です。「学校から突然、『アスペルガー症候群の特性があるから、病院で診断を受けてきてください』と言われて、とても傷つきました。」と、保護者が話された例があります。家庭にはそれぞれ事情があり、子どもに対する保護者の想いも様々です。診断は医師のみが行うものであり、学校側が憶測で診断名を付け、いきなり診断を受けることを勧めるというのは、保護者に対して、自分の子どもが障がいのレッテルを貼られたり、学校が責任回避のためにするのではないかという大きな不安を抱かせることにもなります。保護者を関係機関につなぐ場合は、「一緒に解決していきましょう。」「今後、子どもに応じたより効果的な支援を行うために専門家の意見を参考にしたい。」というような保護者の不安に寄り添う姿勢で行うことが大切です。



- 本人や保護者に対して、「診断名」「障がい名」を限定するような発言は絶対にしてはいけません。
- 発達障がいをはじめ、それぞれの障がいは特性を示す「障がい名」で「病名」ではありません。
- 薬で治す「病気」ではありません。その人が一生付き合っていく「特性」です。
- 特性によって、社会生活を送る上で「支障や不都合」が生じるようであれば、「障がい」があると診断されます。
- たとえ診断名が同じであっても、一人一人の特性の現れ方は異なります。
- 「特性」は本人の一部であって、すべてではありません。
- 成長段階における周囲の支援（関わり方）によって、本人の状態が大きく変化します。

5 学習場面における支援

発達障がい等のある生徒は、視覚的、聴覚的な情報処理や記憶することの問題でつまづいていることがあるために、他の生徒にとっては何でもないことがとても難しい場合があります。「こんなこと」と思うようなことでも、少しの配慮と工夫で授業の集中が大きく変わることがあります。

視覚的、聴覚的な情報処理や記憶することに困難があると・・・

- 文章を読んだり、文字を書いたりすることが、他の生徒と同じようにできない。
- 教師の指示が、うまく伝わらない。授業中、ぼんやりしている。
- 教室の外から聞こえてくる音や窓から見える様子により、落ち着いて授業に参加できなくなる。

困難さを感じながら学習している生徒がいるのだから・・・

視覚的、聴覚的な処理が困難な生徒への支援例

視覚的な処理が困難な生徒への支援例

- 板書の文字は読みやすい大きさと丁寧な書き、色分けしたり、行間などを工夫する。
- 板書をする時には、書くだけでなく書いた事柄を読み上げる。
- 板書を書き写す時間を十分とる。
- 図やグラフは見せるだけでなく、言葉でも説明する。

聴覚的な処理が困難な生徒への支援例

- 1回で多くのことを指示するのではなく、1回で一つの内容とする。
- 複雑な課題や作業は、手順を書いて示す。
- 説明する時には、生徒に口の動きを見せて注目させる。
- 口頭での説明が理解できたか確認する。



他のことはできるのに、「どうして、こんなことができないんだ」「やる気がないのか」と、いらだちを感じる教職員もいると思います。

しかし、「できないこと」へのいらだちは、本人が一番強く感じていることです。強く叱ってプライドを傷つけるより、できない原因を考え、生徒に分かりやすい授業を心掛けることが大切です。

生徒のできたことや改善が見られたことはほめ、生徒の得意とすることやできることを手がかりとして指導を工夫することで、自信をもたせることが大切です。

6 不適切な行動を予防するための対応

発達障がい等のある生徒は、不適切な行動をとったりすることがあります。
なぜ、そんな行動をとったのか、その原因を考え、原因に合わせた予防的な対応を行うことで不適切な行動を減らすことができますようになります。

不適切な行動の原因として考えられること

- 【例】
- 何をすべきなのかが分かっていなかった。
 - 相手の意図を勘違いしていた。
 - 感情のコントロールができなかった。

行動の原因を知るためには、記録が重要です。
その行動の前後の様子も記録すると原因が分かりやすくなります。

不適切な行動の原因が分かったら...

不適切な行動を予防するためのポイント

- **生徒が見通しをもつことができない場合の支援**
 - ・ 日程や手順の変更や初めて体験する行事があった場合、その理由や内容が分からないことなどが原因で不安感が増し、不適切な行動をとることがあります。生徒が見通しをもって活動できるように、前もって日程や手順、行事の内容を説明しておくことが大切です。全体への説明だけで分かりにくい場合は、個別の説明も必要です。
- **意図が伝わらない場合の支援**
 - ・ 説明や指示をした時に、話し手の意図とは違う意味に受け取ることがあります。話をする時には、主語や目的語を省かず具体的に指示をしたり、皮肉や冗談を含む表現を避けたりする配慮が必要です。
- **感情のコントロールが難しい場合の支援**
 - ・ 自分の中においてきた怒りや不安などの感情を言葉で表現できず、大声を出してしまったり、乱暴な態度をとってしまうことがあります。こうなる前に、深呼吸する、身体を動かす、その場を離れるなど自分に合った方法で気持ちを落ち着かせることを教えておくことが大切です。



失敗の経験と叱責が続くと自尊心（自己肯定感）が低くなり、不安や人間不信が募り、反抗的な態度をとることがあります。簡単なことでも、できたことをほめることが大切です。また、教師によって対応が異なると、生徒は混乱します。一貫した指導が大切です。

一度壊れた人間関係は、どんなに努力しても修復は困難です。何事も最初のラポートづくりが大切です。

7 不適切な行動をとった時の対応

発達障がい等のある生徒が不適切な行動をとった時は、生徒の特性を考慮した対応が効果的です。適切なルールや行動の取り方を具体的に教えることで、生徒の行動が改善されます。

不適切な行動をとる生徒の特性

- 【例】
- ものごとの因果関係を理解したり、その場の状況を把握することが苦手である。
 - 常識や暗黙の了解事項が分かりにくい。
 - 自分の気持ちや考えを適切な言葉で表現することが苦手である。

特性を考えると...

不適切な行動をとった時のポイント

- 共感的な態度で接する。
 - ・ 不適切な行動をとることになった原因を、言葉を補いながら、生徒とともに振り返り整理する。

【例】「どうしてこういうことになったか、一緒に考えてみよう。」
 - ・ 考える際には、話すだけではなく、図示したり文章に表したりして、相手と自分との関係が見えるようにする。
 - ・ 避けたい対応として、「またやったのか！何回言ったら分かるんだ。！」といった一方的な叱責は、生徒の自尊感情を傷つけ、不登校やフラッシュバック等の二次的な障がいの原因にもなります。
- 常識的なルールと具体的な行動を教える。
 - ・ 気持ちは理解できるが、行動は間違っていることをはっきりと示す。

【例】「君の腹が立った気持ちはよく分かるよ。」
「でも、○○○をすることは絶対に許されないことです。」
 - ・ 「いつものことだから...」と注意しないでおくと、生徒は不適切な行動をとっても許されることを学習し、また同じ行動を繰り返します。すべての行動を許容することは、ルールのない状況を作ることになってしまいます。
 - ・ 具体的にどのような行動をとるべきかを指導する。

【例】「今度からは、どう行動すればいいのか、一緒に考えてみよう。」
 - ・ 「次からは、きちんとしてください。」という言い方では、生徒は何をどうすればよいかが分からず、行動の改善にはつながりません。
 - ・ 基本的な会話の仕方など、当たり前と思えるような基本的なやりとりを教える。
(ソーシャルスキルの指導)



どうしてトラブルになったのか、どう対応すればよかったのか、一緒に考えながら自己受容（気づき）をさせることが大切です。

8 周囲の生徒への支援

発達障がい等のある生徒のいろいろな言動で、周りの人が悩んでしまうことがあります。このような言動の原因としては、生徒本人の努力だけでは解決できない困難さ（特性）が深く関係していることがあります。

問題の改善を図るには、周りの人が発達障がいについて知る必要があります。

周囲の生徒がとまどいを感じていたら・・・

- 発達障がいのある生徒にどのように接したらよいか分からず悩んでいる生徒もいる。
- 対応の仕方が分からず、からかいやいじめに発展することも少なくない。

困難さを感じながら一緒に生活している生徒がいるのだから・・・

周囲の生徒への支援のポイント

- 発達障がいについて説明するだけでなく、「誰にでも得意・不得意がある」ことや、障がいの有無に関わらず「一人一人の存在を大切にする」ことの大切さなどについて、生徒と一緒に考える場を設ける。
 - ・ 周囲の生徒たちの接し方がうまくいった時には、「今のあなたの、その言葉のおかげで○○さんは△△ができたんだよ。」などと、さりげなくほめるのもよい方法です。
- 互いの違いを「個性」として認め合うことの大切さを教える。
 - ・ 日常でも自然に「ありがとう」「よろしく」などの言葉を交わせる集団づくりに心がけましょう。一人一人が認め合い、温かい言葉をかけあうことのできる集団の中では、生徒は安心感が得られ、互いの信頼感が生まれます。「誰でも困っていれば助けてもらえる」という感覚は、自分の存在感を高めることにもなるのでとても大切です。
- 周囲の生徒の不満や正直な気持ちを表出させる機会を設けることも大切である。
 - ・ 周囲の生徒たちが力を発揮しやすいように支えることも、教師としての大切な役割です。特に、学年や学校の行事への取組において、生徒たちは大きな力を発揮してくれることが多いものです。こうした機会に、いろいろな立場の生徒が行動しやすいように教師が支えることです。



一番苦しみ悩んでいるのは、生徒自身です。生徒の立場に立ち、「どんなことにつまずいているのか」「なぜ、問題行動が起きたのか」など考えることが、発達障がいについて知ることの第一歩です。

9 進路選択に向けた支援

進路選択は、どの生徒にとっても重要な問題です。ここでは進路を選択する上で大切なポイントをまとめました。発達障がいのある生徒に対しては、特にきめ細かに支援していくことが大切です。

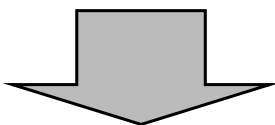
社会人としての自分の姿を具体的に描かせることが大切

そのためには、

- 進路が自分の特性に合っているのか。
- 描いた姿に近づくためには何が必要か。
- 高校生として今できることは何か。

などを考えさせていく必要がある。

在学中の指導についても、卒業後の生活において必要とされる力を身に付けさせるような支援計画を立てることが大事



進路支援のポイント

- **自己理解（気付き）を促す。**
 - ・ 自分の長所・短所、興味・関心、学力、性格、適性などを客観的に理解させる。
 - ・ 自分の適性に合った進路を調べさせる。
 - ・ その進路に就くためには、どんな資格や免許が必要か、どのようにしたら取得できるのかを具体的に考えさせる。
- **ソーシャルスキルトレーニングを行う。**
 - ・ 当たり前と思えるような社会のルールや場に応じた会話や振る舞い方について理解させる。
 - ・ 就労には様々なスキル（挨拶や報告・連絡・相談・質問等）が必要なことを理解させる。
- **社会体験の必要性**
 - ・ インターンシップ等の就業体験や、ボランティア活動などとおして、就労や社会生活について、理解を深めさせる。
- **自己決定**
 - ・ 教師や保護者は情報や知識を伝えるよき相談相手役になり、進路は自分で考えさせる。
 - ・ 進路だけでなく、普段から本人の意思を尊重し、「自分で決めた」ことに対する努力を認めるようにする。



社会性を身に付けさせるとともに、生徒が自分自身の苦手な部分とその克服方法を知っていることは、大きな強みになります。

10 ワンポイントアドバイス

アドバイス①

13ページ～17ページに記載されている具体的な支援方法や対応のポイント、支援のポイントは、すべての生徒に対応できる方法ではないことに留意してください。

生徒個々の障がい特性を理解し、実際に困っていることを把握し、その背景をしっかりとらえ、チームで支援の方法を検討していくことが大切です。



アドバイス②

指導場面や日常会話の中から、発達障がい等のある生徒との会話の工夫例を挙げてみました。

- × 「よそ見をしないように。」
→ ○ 「先生の方を見なさい。」
- × 「あの子の気持ちを考えてごらん！」
→ ○ 「◇◇さんがいやだと言っているよ。」
- × 「何だ、その格好は！」
→ ○ 「シャツのすそをズボンの中に入れなさい。」
- × 「今、何をやる時間かな？」
→ ○ 「今は、△△する時間だよ。」
- × 「うるさくしていいのかなあ？」
→ ○ 「静かにしよう。」
- × 「早くやっしまおう。」
→ ○ 「何時何分までにやろう。」

資料Ⅰ 発達障がいとは…

発達障がいの特徴は

- ① 全般的な知的発達の遅れを伴いません。
- ② 本人の努力不足や家庭環境、保護者の養育態度が原因となるものではありません。
- ③ 脳の中樞神経系に何らかの原因があると考えられています。

発達障がいとは（文部科学省の定義から抜粋）

学習障がい（LD）

学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものをいいます。

注意欠陥多動性障がい（ADHD）

注意欠陥多動性障がいとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動障がいであり、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

高機能自閉症、アスペルガー症候群

高機能自閉症とは、3歳くらいまでに現れ、

- ① 他人との社会的関係の形成の困難さ
- ② 言葉の発達の遅れ
- ③ 興味や関心が狭く特定のものにこだわること

を特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

アスペルガー症候群とは、知的発達の遅れを伴わず、自閉症の特徴である言葉の遅れを伴わないものをいいます。

これらの障がいがいくつ重なった状態を示す場合もあります。
また、困難な状態は年齢とともに変化することがあります。

発達障がいのとらえ方で配慮すること

- 同じ障がい名でも生徒の困難な状態の現れ方は一人一人異なります。
- それぞれの障がいの診断は、医師が行います。
- 医師の診断はなくても上記の困難が生徒にある場合は、特別支援教育の対象として支援を行う必要があります。
- 発達障がいはその生徒の特性の一部であり、周りの人々の対応によってその困難な状態は軽減されたり、逆に深刻になったりするということを考慮する必要があります。

関連用語

◆アセスメント (assessment)

支援を必要としている生徒の状態像を理解するために、生徒に関する情報を様々な角度から集め、その結果を総合的に、整理、解釈していく過程である。

◆自閉症スペクトラム (ASD Autism Spectrum Disorders)

自閉症、高機能自閉症、アスペルガー症候群の間には明確な境目はなくスペクトラムの状態にあるといわれている。これを自閉症スペクトラムという。広汎性発達障がいと同じ意味である。今はASDという言い方が多い。

◆ソーシャルスキル (social skill)

「社会技能」「社会的技術」等と訳される。社会生活や対人関係を営んでいくために、必要とされる技能。発達障がい等のある生徒は、ソーシャルスキルが身に付いていなかったり、知らなかったりするために、友人関係や集団生活で不利を被っていることがある。そのため、人との関わり方などの「やり方」や「コツ」を具体的に教えるなど、ソーシャルスキルを豊かにするように支援することが必要となる。

◆二次(的)障がい

障がいに由来する本来の症状が原因で環境との不適応を起こしたために生じた様々な症状。環境としては、家庭環境(経済状態、養育の状態、家族構成など)、学校での状況(学習への参加状況、集団参加の状況、教師、友人などとの人間関係)など、生徒を取り巻く様々なものがある。与えられた環境の中で無理解や誤解を受け、叱責や失敗体験が度重なることで自尊心が低下し、二次(的)障がいを起こす。

◆ユニバーサルデザイン (UD universal design)

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。『LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド(国立特別支援教育総合研究所)』では、「(障がいのある)子どもに対する「特別な配慮」がすべての子どもの「分かりやすさ」につながり、学力向上につながること等の報告がたくさんあります。」と記述されている。

インターネットによる情報

◆文部科学省特別支援教育関係ホームページ

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

◆独立行政法人国立特別支援教育総合研究所ホームページ

<http://www.nise.go.jp/>
<http://www.nise.go.jp/portal/index.html>

◆国立特別支援教育総合研究所 発達障害教育情報センター

<http://icedd.nise.go.jp/blog/index.html>

個別の教育支援計画作成シート⑤ 利用の仕方

実態把握シート①～④を記入することにより、指導・支援の必要性を確認した生徒について、校内委員会を開催し、どのような指導・支援が必要か校内委員会としての方向性を検討します。さらに、対象となる生徒の保護者や校外の専門機関等と連携を図り、一貫した支援を行うための支援会議を招集し「個別の教育支援計画」を作成したり、校内の指導・支援の計画である「個別の指導計画」を作成したりします。

1 個別の教育支援計画とは

個別の教育支援計画とは、障がいのある生徒に関わる様々な関係者（教育、医療、福祉等の関係機関の関係者、保護者等）が生徒の障がいの状態等に関わる情報を共有し、教育的支援の目標や内容、関係者の役割分担などについて、計画を作成するものです。

高等学校を卒業した後のことを視野に入れて、長期的な支援の方針を在学中から検討し卒業後につないでいくことも重要です。この内容を計画としてまとめたものを、個別移行支援計画と呼びます。卒業後の関係者に支援の方針がスムーズに引き継がれることにより、豊かな社会生活の実現を目指していくことができます。

対象となる生徒の個別の教育支援計画が、小学校又は中学校在学中に既に作成されている場合には、その内容を引き継ぎ、適宜、見直していきます。高等学校で新たに作成する場合は、以下の手順に沿って作成していきます。



2 個別の教育支援計画作成の手順

●STEP 1：生徒や保護者の願い・希望

実態把握シート④で書き出した、現在、将来に向けての保護者の願い、生徒の希望等を書き写します。その際、どのような実態を踏まえて、その願いや希望が挙げられているのかを確認します。その結果、生徒の教育的ニーズが明確になってきます。

●STEP 2：支援目標の設定

校内委員会において、本人・保護者の願いや希望を確認した上で、適切な支援を行うための支援の目標を検討し、設定します。その際、前もって本人、保護者との共通理解を図っておくことが重要です。また、支援の内容に応じて連携が必要な関係機関の検討も行います。

●STEP 3：具体的な支援内容・支援機関（担当者）の明確化（支援会議の設定）

特別支援教育コーディネーターが各関係機関と連絡・調整を行い支援会議を開催します。全員が一堂に会せない場合もありますから、参加できなかった関係機関との持ち回り協議等を行い、支援内容を明確にしていきます。保護者には、支援者の一員としての役割を理解してもらい、内容を更新する度に了解をもらうことも重要です。

●STEP 4：支援の実施と評価、見直し、引継及び確認

特別支援教育コーディネーターが連絡、調整を行い、各関係機関の支援の評価、見直し、年度末の引継を行います。

※ 作成の詳しい手順は、「特別支援教育コーディネーターハンドブック」(平成21年3月宮崎県教育委員会特別支援教育室作成)をご覧ください。

個別の教育支援計画作成シート⑤

ふりがな 生徒名	-----	性別	担任名
学校名		学年 学科	

現在・将来についての希望	生徒	STEP 1 : 生徒や保護者の願い・希望
	保護者	

支援の目標	STEP 2 : 支援目標の設定
-------	------------------

支援の内容	学 校	家 庭	支援機関()	支援機関()
	STEP 3 : 具体的な支援内容・支援機関(担当者)の明確化(支援会議の設定)			
評価と課題				

支援会議	日時	参加者	協議内容

STEP 4 : 支援の実施と評価、見直し、引継及び確認

作成日 平成 年 月 日(新規・更新 回目)

○○高等学校長 ○○○

作成担当者 ○○○

私は、以上の内容を了解し、確認しました。

平成 年 月 日 保護者氏名 ○○○

<様式> 個別の教育支援計画作成シート⑤

ふりがな 生徒名	-----	性別	担任名
学校名		学年 学科	

現在・ 将来に ついて の希望	生徒	
	保護者	

支援の 目標	
-----------	--

支援の 内容	学 校	家 庭	支援機関()	支援機関()
	評価と 課題			

支援 会 議	日時	参加者	協議内容

作成日	平成	年	月	日	〈新規・更新 回目〉	
					〇〇高等学校長	〇〇〇
					作成担当者	〇〇〇

私は、以上の内容を了解し、確認しました。						
	平成	年	月	日	保護者氏名	〇〇〇

個別の指導計画作成シート⑥ 利用の仕方

1 個別の指導計画とは

特別な教育的ニーズに応じた的確な指導や支援を行うためには、一人一人の生徒の実態を把握して、具体的にどのように指導・支援をしていけばよいかを検討し、校内の関係者で共通理解を図ることが必要です。この取組を明確に見える形にしたものが、「個別の指導計画」です。個別の指導計画は、特別な教育的支援を行うための、いわば指導の「設計図」と言えます。

そこで、特別な教育的支援が必要であると校内委員会で判断された生徒について、ケース会議を開き、本シート等を活用しつつ個別の指導計画を作成していきます。作成された個別の指導計画に基づいて、学校全体で組織的に指導・支援に取り組むように支援体制を整えることも重要です。



2 個別の指導計画作成の手順

●STEP 1：長期目標の設定

個別の教育支援計画の支援目標から、この1年間でどのような状態を目指すことが必要か、付けたい力などを明確にして、長期目標を設定します。長期目標は本人の望む自分の姿であり、実現可能な目標とします。

●STEP 2：実態把握

実態把握シート④のSTEP 6 に記入した生徒の様子をこの欄に書き写します。その際、指導・支援の優先順位の高いものを検討し、並べ直しをします。

さらに、その内容について、生徒の状態や本人、保護者のニーズなど、あらゆる角度から情報を収集し、実態把握を行います。生徒について最もよく理解しているホームルーム担任が中心となり、特別支援教育コーディネーターと協力しながら、情報収集にあたり状況が明確になるようにしておきます。

●STEP 3：短期目標の設定、指導・支援の手立て・留意点

実態把握シート④のSTEP 7 で記入したこれまでの指導・支援や配慮を見直し、今後、どのような指導・支援が必要かを指導・支援の手立ての欄に記入します。また、その指導・支援を行うことによってどのような目標達成が可能かを短期目標の欄に記入します。このとき、どのような場合に目標が達成したとみなすか、具体的な評価の基準を明確にしておくことも重要です。

指導・支援の手立ては、ケース会議で協議する教職員が生徒の実態について共通理解した上で検討していきます。検討するメンバー全員でアイデアを交換し、協議しながら、具体的な手立てをシートに記載していくことで負担感が少なく、作成していくことができます。

その際、誰がいつ、どの場面でどのように関わるのか、いつまでその関わりを続けるかを明確にすることで、教職員間の役割が整理され情報の共有もできます。また、この手立ての評価、改善をいつ行うか、その見直しも明らかにできます。

●STEP 4：変容・評価

個別の指導計画をもとに実践を行い、どのような変容があったかを記入します。計画が適切であったか、日々の実践と照らし合わせながら、評価を行います。目標は妥当であったか、指導内容、課題の順序や手立ての工夫は適切であったかなど、あらゆる面から評価を行い、必要に応じて計画の修正を行います。このような修正を繰り返した結果、個別の指導計画は完成していきます。さらに、校内委員会で最終的に評価を行い、次年度へ引き継ぐ重要な情報として活用します。

実践がうまくいかず指導の成果が現れにくい場合は、校内委員会やケース会議を開き、的確な指導・支援が実現されるように個別の指導計画の検討を重ねます。必要に応じて、地域の特別支援学校や専門家チームからの助言・援助を受けることもできます。

個別の指導計画作成シート⑥

作成日 平成 年 月 日

ふりがな 生徒名	-----	性別	担任名
学校名		学年 学科	

長期 目標	STEP 1 : 長期目標の設定
----------	------------------

	生徒の様子	短期目標	指導・支援の手立て ・留意点	変容・評価
学習 面	STEP 2 : 実態把握	STEP 3 : 短期目標の設定、指導・支援の手立て・留意点、誰がいつ、どの場面で 行うか		STEP 4 : 変容・ 評価
行動 面				
社会 性				
日常 生活 面				

<様式> 個別の指導計画作成シート⑥

作成日 平成 年 月 日

ふりがな 生徒名	-----	性別	担任名
学校名		学年 学科	

長期 目標	
----------	--

	生徒の様子	短期目標	指導・支援の手立て ・留意点	変容・評価
学習面				
行動面				
社会性				
日常生活面				

資料Ⅲ 相談窓口

特別支援学校

名称 《障がい種》【学部】	所在地	電話・FAX	
明星視覚支援学校 《視覚》【小中高】	〒880-0121 宮崎市大字島之内1390	TEL 0985-39-1021 FAX 0985-39-1622	
★都城さくら聴覚支援学校 《聴覚》【幼小中高】	〒885-0094 都城市都原町7430	TEL 0986-22-0685 FAX 0986-22-0628	
延岡ととろ聴覚支援学校 《聴覚》【幼小中】	〒889-0513 延岡市土々呂町5丁目2085	TEL 0982-37-0313 FAX 0982-37-0376	
延岡わかあゆ支援学校 《知的・肢体》【小中高】	〒882-0062 延岡市松山町1-1	TEL 0982-33-3243 FAX 0982-33-3249	
高千穂校 《知・肢》	高等部 【高】	〒882-1101 高千穂町大字三田井1234	TEL 0982-73-1077 FAX 0982-73-1078
★みやざき中央支援学校 《知的・肢体》【小中高】	〒880-0121 宮崎市大字島之内2100	TEL 0985-39-1633 FAX 0985-39-6046	
赤江まつばら支援学校 《病弱》【幼小中高】	〒880-0911 宮崎市大字田吉4977-371	TEL 0985-56-0655 FAX 0985-56-0656	
みなみのかぜ支援学校 《知的》【小中高】	〒889-1601 宮崎市清武町木原4257-6	TEL 0985-85-7851 FAX 0985-85-7859	
★日南くろしお支援学校 《知的・肢体》【小中高】	〒887-0034 日南市大字風田4030	TEL 0987-23-9212 FAX 0987-23-9207	
都城きりしま支援学校 《知的・肢体》【小中高】	〒885-0092 都城市南横市町7097-2	TEL 0986-25-1878 FAX 0986-25-4745	
小林校 《知・肢》	小学部 【小】	886-0001 小林市大字東方3216	TEL 0984-23-5177 FAX 0984-25-0368
	中学部 【中】	〒886-0001 小林市大字東方3094-2	TEL 0984-23-8887 FAX 0984-25-0558
	高等部 【高】	小林高等学校内に平成23年4月開設	
★延岡たいよう支援学校 《知的・肢体》【小中高】	〒889-0514 延岡市櫛津町3427-31	TEL 0982-37-6433 FAX 0982-37-6435	
★日向ひまわり支援学校 《知的・肢体》【小中】 【高】平成23年4月開設	〒883-0033 日向市大字塩見12161	TEL 0982-54-9610 FAX 0982-54-9612	
★児湯るびなす支援学校 《知的・肢体》【小中】 【高】平成25年度開設予定	〒889-1401 児湯郡高鍋町大字日置1297	TEL 0983-33-4207 FAX 0983-33-5642	
清武せいりゅう支援学校 《肢体》【小中高】	〒889-1601 宮崎市清武町木原4257-9	TEL 0985-85-6641 FAX 0982-85-6640	

★は、特別支援教育チーフコーディネーター配置校

※ 延岡ととろ聴覚支援学校、延岡わかあゆ支援学校、延岡たいよう支援学校の3校は、平成24年度に移転・統合し、延岡総合特別支援学校（仮称）として開校予定

宮崎県教育研修センター

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
宮崎県 教育研修センター	〒880-0835 宮崎市阿波岐原町前浜4276-729	TEL 0985-24-3122 FAX 0985-32-1664

宮崎県発達障害者支援センター

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
宮崎県中央発達障害者 支援センター	〒889-1601 宮崎市清武町木原4257-7（ひまわり学園内）	TEL 0985-85-7660 FAX 0985-85-7661
宮崎県延岡発達障害者 支援センター	〒889-0514 延岡市櫛津町3427-4（ひかり学園内）	TEL 0982-23-8560 FAX 0982-23-8561
宮崎県都城発達障害者 支援センター	〒885-0094 都城市都原町7171（高千穂学園内）	TEL 0986-22-2633 FAX 0986-22-2930

障害者就業・生活支援センター

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
みやざき障害者就業・生活支援センター （社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団）	〒880-0930 宮崎市花山手東3-25-2	TEL 0985-63-1337 FAX 0985-53-5999
のべおか障害者就業・生活支援センター （社会福祉法人 高和会）	〒882-0836 延岡市恒富町4-66	TEL 0982-20-5283 FAX 0982-20-5284
こばやし障害者就業・生活支援センター （社会福祉法人 燦燦会）	〒886-0008 小林市本町32	TEL 0984-22-2539 FAX 0984-48-0170

宮崎障害者職業センター

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
宮崎障害者職業センター	〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目14-17	TEL 0985-26-5226 FAX 0985-25-6425

児童相談所

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
中央児童相談所 （中央福祉こどもセンター）	〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2	TEL 0985-26-1551 FAX 0985-28-5894
都城児童相談所 （南部福祉こどもセンター）	〒885-0017 都城市年見町14-1-1	TEL 0986-22-4294 FAX 0986-21-0047
延岡児童相談所 （北部福祉こどもセンター）	〒882-0803 延岡市大貫町1丁目2845	TEL 0982-35-1700 FAX 0982-35-1701

そうだんサポートセンター

圏 域	名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
宮 崎 東 諸 県	県立 こども療育センター	〒889-1601 宮崎市清武町木原4257-8	TEL 0985-85-6500 FAX 0985-85-6501
	障害者総合 サポートセンター	〒880-0930 宮崎市花山手東3-25-2 (宮崎市総合福祉保健センター内1階)	TEL 0985-63-2688 FAX 0985-53-5540
	そうだんサポートセンター 「おおぞら」	〒880-0834 宮崎市新別府町久保田657-4 (宮崎市総合発達支援センター内)	TEL 0985-21-1975 FAX 0985-21-1545
日 南 串 間	そうだんサポートセンター 「な み」	〒887-0034 日南市大字風田3585 (つよし学園内)	TEL 0987-23-5336 FAX 0987-23-5337
都 城 北 諸 県	そうだんサポートセンター 「たかちほ」	〒885-0094 都城市都原町7171 (高千穂学園内)	TEL 0986-46-2078 FAX 0986-26-5188
西 諸 県	そうだんサポートセンター 「あさひ」	〒889-4411 西諸県郡高原町大字広原3845-18 (あさひの里内)	TEL 0984-42-0200 FAX 0984-42-3223
西 都 児 湯	そうだんサポートセンター 「清水台」	〒881-0004 西都市大字清水793 (清水台通所センター内)	TEL 0983-43-0012 FAX 0983-43-0023
日 向 入 郷	そうだんサポートセンター 「しらはま」	〒883-0021 日向市大字財光寺字池1565-2 (白浜学園内)	TEL 0982-52-1580 FAX 0982-52-1599
宮 崎 県 北 部	そうだんサポートセンター 「ひかり」	〒889-0514 延岡市櫛津町3427 (ひかり学園内)	TEL 0982-37-0158 FAX 0982-37-5637
	そうだんサポートセンター 「はまゆう」	〒882-0104 延岡市北方町角田丑1369-3 (はまゆう園内)	TEL 0982-47-3481 FAX 0982-47-2822
宮 崎 東 諸 県	知的障害児施設 ひまわり学園	〒889-1601 宮崎市清武町木原4257-7	TEL 0985-85-7660 FAX 0985-85-7661
都 城 北 諸 県	知的障害児通園施設 都北学園	〒885-1140 都城市野々美谷町2943-1	TEL 0986-36-1045 FAX 0986-36-1855
日 向 入 郷	知的障害児通園施設 あさひ学園	〒889-0601 東臼杵郡門川町須賀崎3-19	TEL 0982-63-6430 FAX 0982-63-6741

保健所

名 称	所 在 地	電 話 ・ F A X
中央保健所	〒880-0032 宮崎市霧島1-1-2	TEL 0985-28-2111 FAX 0985-23-9613
日南保健所	〒889-2536 日南市吾田西1-5-10	TEL 0987-23-3141 FAX 0987-23-3014
都城保健所	〒885-0012 都城市上川東3-14-3	TEL 0986-23-4504 FAX 0986-23-0551
小林保健所	〒886-0003 小林市大字堤3020-13	TEL 0984-23-3118 FAX 0984-23-3119
高鍋保健所	〒884-0004 児湯郡高鍋町大字蚊口浦5120-1	TEL 0983-22-1330 FAX 0983-23-5139
日向保健所	〒883-0041 日向市北町2-16	TEL 0982-52-5101 FAX 0982-52-5104
延岡保健所	〒882-0803 延岡市大貫町1丁目2840	TEL 0982-33-5373 FAX 0982-33-5375
高千穂保健所	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井1086-1	TEL 0982-72-2168 FAX 0982-72-4786
宮崎市保健所	〒880-0879 宮崎市宮崎駅東1丁目6番地2	TEL 0985-29-4111 FAX 0985-29-5208

資料Ⅳ 引用・参考文献

- 文部科学省「児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」（試案）
平成16年1月
- 国立特別支援教育総合研究所「LD・ADHD・高機能自閉症の子どもの指導ガイド」
平成17年3月
- 文部科学省初等中等教育局長「特別支援教育の推進について（通知）」
平成19年4月1日
- 文部科学省「高等学校学習指導要領」 平成21年3月告示
- 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワキング・グループ 報告
「高等学校における特別支援教育の推進について」 平成21年8月
- 文部科学省「生徒指導提要」 平成22年3月
- 埼玉県立総合教育センター「ほんとうのわたしを見つけて Ver. 2 <認知・行動 評価表>」中学・
高校用 平成17年3月
- 佐賀県教育委員会「特別な教育的支援が必要な子どものためのガイドブック」
平成17年3月
- 石川県教育委員会「気づき票」高等学校用 平成18年
- 青森県教育委員会「みんなで支える特別支援教育 ver. 2 高等学校教員のために」
平成20年5月
- 長野県教育委員会「特別支援教育シリーズ第3集 一人にひかり みんなのかがやき 高等学校にお
ける特別支援教育」平成21年1月
- 徳島県立総合教育センター「特別な教育的支援を必要とする生徒の理解と対応」
平成21年3月
- 宮崎県教育委員会「特別支援教育コーディネーターハンドブック」 平成21年3月
- 岡山県教育委員会「みんなで取り組む高等学校における特別支援教育」 平成22年3月
- 鹿児島県教育委員会「高等学校における特別支援教育の推進」 平成22年3月
- 佐々木正美・梅永雄二 監修「高校生の発達障害」講談社 平成22年

学校教育法の一部改正にともない、高等学校及び中等教育学校においても、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症等の発達障がいを含む障がいのある生徒に対して適切な教育を行うことが規定されました。

本ガイドブックは、高等学校等において、特別支援教育を実施する際に活用していただけるよう作成したものです。



平成22年度
高等学校における
特別支援教育ガイドブック

平成23年 3月

宮崎県教育庁特別支援教育室

〒880-8502

宮崎市橘通東1丁目9番10号

電話 0985-26-7783

FAX 0985-26-7314